

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 7 年 3 月 28 日

事業所名 井原あゆみ園

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5	0	法令を遵守した設備であると認可を受けています。	・活動の内容に合った場所で活動をするように工夫しています。
	2	職員の配置数は適切である	5	0	法令を遵守した人員配置を行っています。	・適切な人員配置です。常に適切な人数とプラスの職員配置ができています。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5	0	・写真やイラストで提示しています。発達の特性に合わせて使用できるよう各部屋を構造化しています。	・段差になっている部分には高さが緩やかになるように工夫をしています。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5	0	・カーペットの定期的なクリーニングや清掃、部屋の消毒を行っています。	・定期的におもちゃの消毒日光消毒をしています。危険なものが手の届くところに内容に日々気を付けています。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	5	0	・時間をとり職員会を実施し、情報の共有ができるようにしています。	・話し合った内容を可視化して意識が継続できるようにします。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5	0	・サービス評価を受けて、改善に努めています。	・アンケートに記載された事柄を丁寧に受け止めて今後の事業に反映させます。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5	0	園内にも掲示すると共にホームページで公表しています。	・アンケートを毎年実施します。保護者の意向を受けて検討し、業務改善に努めます。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	0	5	・現在、外部からの第三者評価は行っていません。	・今後、必要に応じて検討していきます。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	5	0	・専門的な研修を指導員全員適宜受けています。	・外部講師の先生による職員研修を定期的に行っています。また、質の向上に向けて研修に参加します。
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5	0	・アセスメントを定期的に行い計画を作成しています。	・アセスメントを丁寧に言い把握します。指導員の話し合いを持つことで偏りのない客観的な計画になるようにします。
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5	0	・遠城寺式乳幼児発達検査、大田ステージ評価、ムーブメント教育療法プログラムアセスメントを使用しています。	・病院での検査結果を参考に子どもの状況を把握します。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5	0	・健康・生活領域、運動・感覚領域、認知・行動領域、言語・コミュニケーション領域、人間関係・社会性領域の5領域の支援を中心に保護者からの要望を加え、児童発達支援計画を立案しています。	・支援プログラムを策定し総合的な支援内容が見える化にします。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
適切な支援の提供	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5	0	・上記の項目(個別のねらい)に沿いながら療育を行っています。	・支援会議を開いて職員間でねらいの統一意識ができるようにします。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	5	0	・各グループの担当職員が中心となり立案し、内容について検討しています。	・月に1回、内容を検討する会議を設けています。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	0	・活動をみんなで考えることで偏りのないプログラムになるようにします。	・子どもの興味関心に添った内容・発達段階に沿った内容等を取り入れています。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	5	0	・少人数グループ療育活動を行っています。状況に応じてリラックス個別エリアを設置しています。	・発達の特性や発達段階に沿った内容・課題に取りくんでいます。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5	0	・開始前後のミーティングをして、共通理解をしています。	・各職員の役割分担を行って意見を出し合いながら情報共有と統一認識を持つようにします。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5	0		
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	5	0	・毎回、1人ひとりの様子を記録し、次回の課題設定に反映させるほか、指導員の支援方法にもフィードバックしています。	・個々の課題が具体的に見えるように意識をもって記録を取ります。
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	5	0	・児童発達管理責任者がモニタリングを行い、計画案を見直しています。	・6か月の時期ではない時でも必要に応じてモニタリングをします。	
別	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5	0	・児童発達管理責任者、もしくは担当指導員が参画します。	・他事業所との関係を持ち同じ目線で支援ができるよう、積極的に参加します。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5	0	・保護者に同意を得た上で、関係機関との情報共有をしています。	・検診での様子等を積極的に連携を取りながら進めます。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている			・事業上、該当しません。但し内疾患がある場合、保護者にその日の体調確認や活動量の調整等を行っています。	・事業上、該当しません。但しいつでも受け入れる体制を考慮して連絡体制を整えて行きます。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	0	・引継ぎを行ってお子様の発達状態についての情報共有に努めます。	・積極的に関係する幼稚園や保育園と連携をとりながら訪問を行って行きます。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	0	・保護者に同意を得た上で、支援連携表を作成し小学校との情報共有をしています。	・小学校へ支援連携表で情報を共有します。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5	0	・近隣市町村にあるセンター、事業所等と連携をして助言を受けたり、研修に参加したりしています。	・センターから発信されている研修に参加しています。グループ討議をしながら各事業所と連携をとることができています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	2	3	・障害のない子ども達と一緒に活動する機会はなかなか作ることができていません。	・必要に応じて今後の課題として考えていきます。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5	0	・井原市の自立支援協議会(子ども部会)に参加しています。	・担当職員等も参加をして視野の広がった療育の質になるように努めます。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5	0	・活動の終わりに療育の内容やねらいなどを細かく話をしています。	・日頃、おうちの人の悩みなどもその都度しっかり受け止めてられるようにします。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	2	3	・本園で、講演・勉強会は行っていませんが、市内近隣市町等で行われる講演会・勉強会は保護者にもお伝えをして積極的に参加できるように促しています。	・機会があれば参加をし保護者にも啓発します。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	5	0	・契約時に説明を行っています。年度初めや変更がある場合には、全家庭に書面でお知らせします。	・質問がある時は、その都度説明をします。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5	0	・ガイドラインに示されている基本活動に沿って行っています。また、ケース会議等が行われた場合には計画の見直しをします。	・5領域に沿って支援ができるよう、活動の内容が偏らないようにします。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5	0	・外部の講師に依頼し、年に4回個別の相談会を設けて適切な助言ができる機会を設けています。	・今年も話ができる機会をしっかりと設けるようにしていきます。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	5	0	・同じグループの保護者同士で交流が出来るように計画しています。	・茶話会を開催し、保護者の連携が図れるようにします。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5	0	・苦情受付担当者及び苦情解決責任者の掲示、意見箱の設置をしています。苦情があった場合には適切に対応するように努めています。	・苦情対応ではマニュアルに沿った迅速な対応をします。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5	0	・定期的な会報として、園だより(毎月1回)にて、活動の内容や行事予定をお知らせをしています。園だよりは各家庭に1部ずつ配布しています。	・活動のねらいなども園だよりに載せて啓発します。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5	0	・契約時に情報提供同意書への署名をお願いしています。学校・病院への情報提供はあらかじめ保護者に確認をしてもらうようにしています	・行事・写真の掲示では毎回個人情報の確認をします。
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5	0	・発達特性に合わせて、視覚的手がかりを多く利用して伝えるようにしています。	・全体のスケジュールカードに加えて、個別のスケジュールカードを提示します。実物・写真・絵等を提示します。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	3	2	・地域ボランティアの協力を得ながら交流する機会を設けています。	・井原ライオンズクラブと合同でのクリスマス会を今年も予定しております。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5	0	・各マニュアルに応じて対応が出来るよう、療育室に置いたり職員にも周知しています。	・各マニュアルを保護者に知ってもらいます。訓練を定期的に行うことで理解を深めていくようにします。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	5	0	・全グループが経験できるように計画を立て避難訓練を行っています。	・誰もがどのポジションになっても動けるようにします。反省をして細かい動きなどを確認します。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5	0	・利用開始時に服薬・てんかんや発作については確認項目で確認が来ています。	・てんかんが起きた場合の想定をし実際に保護者と共通理解できるように確認します。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	5	0	・利用開始時アレルギーについては聞き取りを行っています。	・クッキング等の活動がある時にその都度保護者に確認をして了承を得てから取り組みます。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	5	0	・少しの気づきでも共有できるように作成しています。	・日々の生活の中で職員全員で意識をしていきます。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	5	0	・虐待防止・権利擁護の研修を毎年2回行っています。	・引き続いて全職員に虐待防止・権利擁護研修をしていきます。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	5	0	・個別支援計画で了承していただき、更に身体拘束指針に基づいて対応をしています。	・危険性からやむおえない場合にはあらかじめ保護者との話し合いを重ねて対応します。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。